

子ども・子育て支援事業計画の変更について、子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項の規定により、本審議会の意見をお聴きするものです。

1 吹田市こども計画

本市では、子育て支援の一層の推進を図り、貧困対策、子供・若者の育成支援及び少子化対策等も含めた子供政策を総合的・一体的に推進するため、こども基本法第 10 条に基づき、令和 7 年 3 月に「吹田市こども計画」を策定しました。

2 変更案の内容について

こども誰でも通園制度の開始や保育の申込の状況など情勢の変化に伴い、下記のとおり変更します。

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確保方策等の追記等

ア 計画該当ページ（P108、P109、P135、P159、P160、P163）

イ 変更理由

乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画に基本的記載事項（必須記載事項）が追加されたことによるものです。

〔主な変更内容〕

- ・乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を追記（地域子ども・子育て支援事業から移行）
- ・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記

(2) 就学前教育・保育の施設整備に係る保育申込量及び提供量の見直しに伴う量の見込み及び確保方策の変更

ア 計画該当ページ（P121、P124-135）

イ 変更理由

量の見込み及び提供量について計画値と実績値に一定の乖離が見られること、本年 4 月の児童福祉法改正により 3 歳児から 5 歳児までのみを対象とした小規模保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業）が創設されたことによるものです。

〔主な変更内容〕

- ・令和 7 年 4 月時点の量の見込みを実績値に置き換え、将来の量の見込み及び保育部分の確保方策を変更
- ・量の見込み（2 号認定（保育所・認定こども園））に、満三歳以上限定小規模保育事業を追記

(3) 青少年クリエイティブセンターの建替えに関する内容の追記

ア 計画該当ページ（P85）

イ 変更理由

老朽化や施設配置に課題のある青少年クリエイティブセンターの青少年会館・体育館・運動広場管理棟の 3 施設について、移転・集約建替えを実施する方向性が定まったことによるものです。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月5日～令和8年1月9日 パブリックコメント

令和8年2月3日 令和7年度第4回 吹田市子ども・子育て支援審議会

令和8年3月 吹田市こども計画変更